

学校における働き方改革の成果と
今後の展開

平成31年2月

東京都教育委員会

I はじめに

- 平成29年度に実施した都内公立学校教員の勤務実態調査の結果、教員の長時間労働の実態が明らかとなったことから、平成30年2月、都教育委員会は「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、本プランに基づき、教員の長時間労働の改善に早急に取り組み、教育の質の維持向上を図ることとした。
- 本プランでは、いわゆる過労死ライン相当の勤務実態となっている教員が多数存在している状況に鑑み、当面の目標を「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする。」と定め、多様な取組を総合的に講じることとした。
- 以下、プラン策定からこれまでの間における取組状況や成果等について取りまとめるとともに、新たな取組を含めた今後の展開を示し、これを公表するものである。

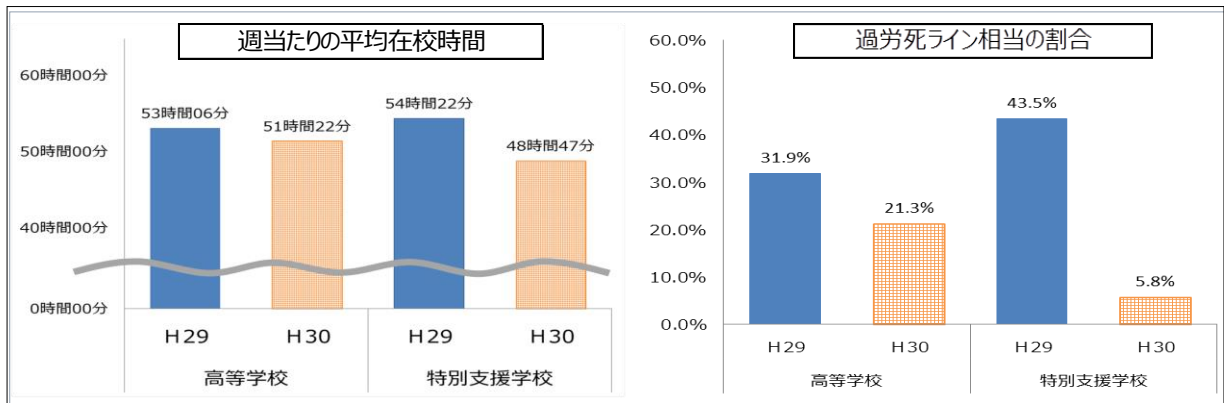
II これまでの取組状況及び成果

1 都立学校の状況

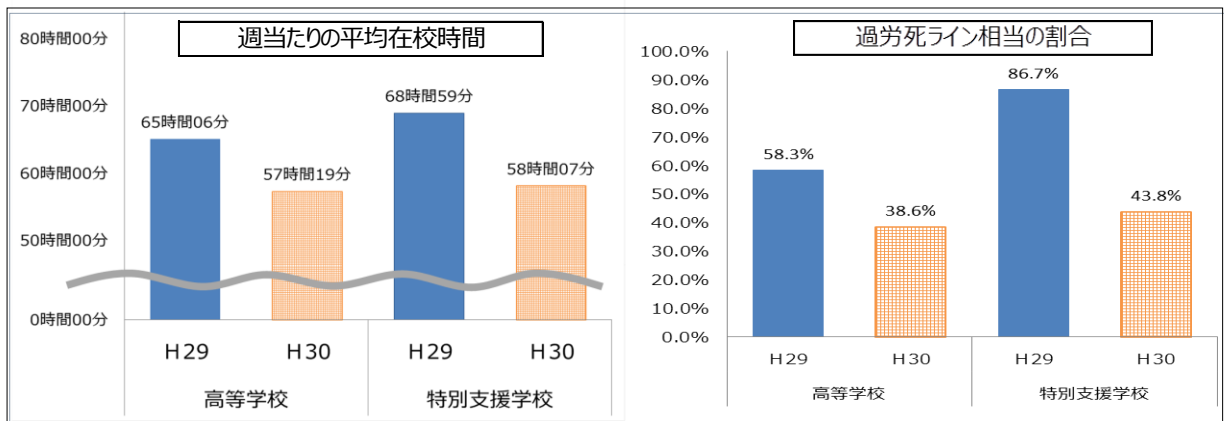
(1) 教員の1週間当たりの在校時間の状況

カードシステムデータ（平成30年6月の1週間当たりの平均）と「東京都立学校教員勤務実態調査（平成29年6～7月の任意の1週間平均）」との比較

□ 教諭（主幹教諭・指導教諭・主任教諭を含む。）



□ 副校長



(2) 長期休業期間中における学校閉庁日等の設定及び実施状況

- ・ 都立学校62校で学校閉庁日の設定を先行実施
(内訳) 高等学校31校、特別支援学校31校
- ・ 先行実施に当たっては、各校の状況に応じて音声案内機(留守番電話)を設置

(3) 部活動指導員の導入状況と効果

■ 導入状況

- ・ 部活動の実技指導や学校外での活動の引率を行う部活動指導員を配置
- ・ 高等学校127校(167課程)に対して376名を配置

■ 効果

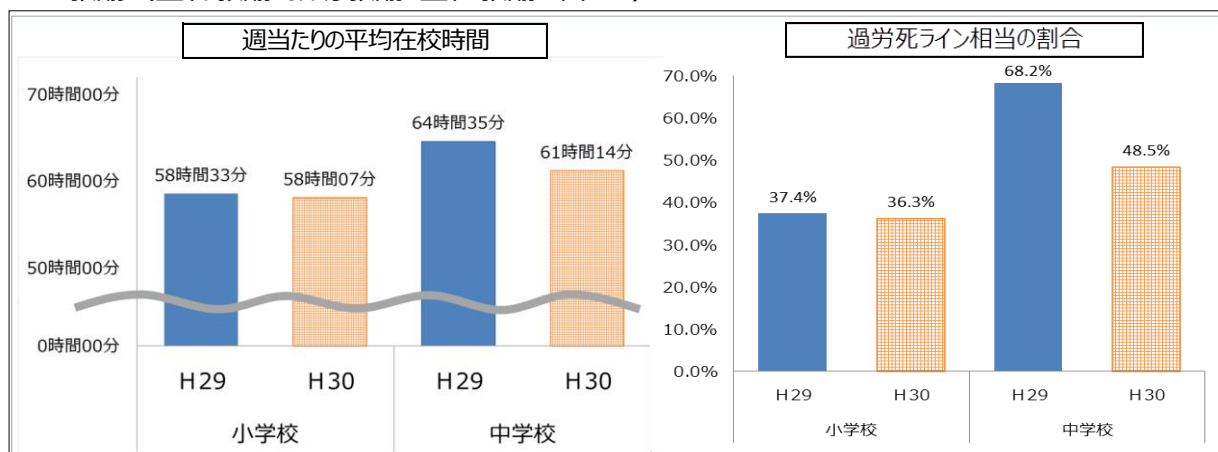
- ・ 休日等における対外試合の引率回数の減少により、教員の負担が軽減
- ・ 専門的指導を受けたいという生徒や保護者のニーズに応え、技能が向上
- ・ 当該分野の経験のない顧問の精神的負担が軽減

2 都内公立小・中学校の状況

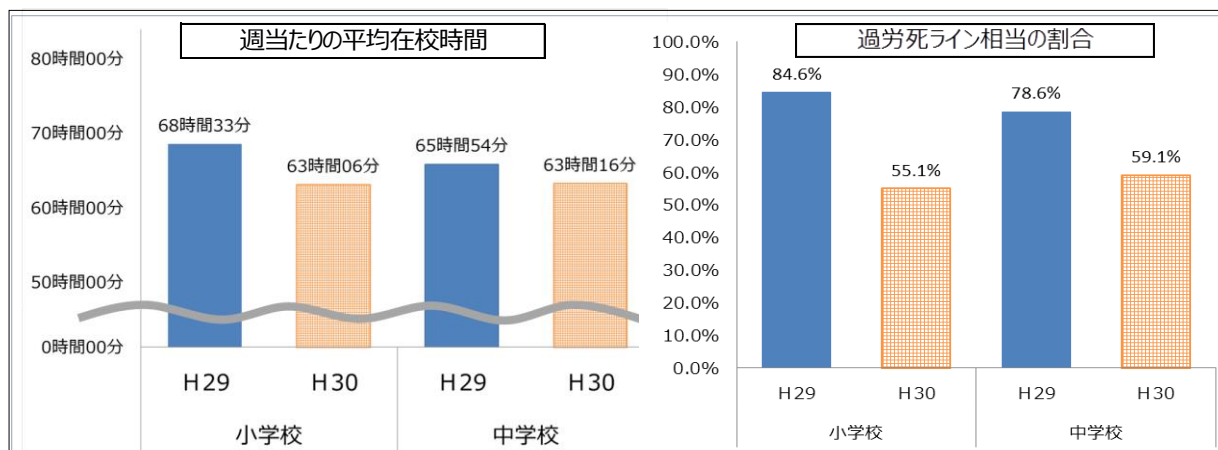
(1) 教員の1週間当たりの在校時間の状況

平成30年に勤務実態調査を実施した区市(2区2市)における実績を基に算出した在校時間と「東京都公立学校教員勤務実態調査(平成29年6~7月の任意の1週間平均)」との比較

□ 教諭(主幹教諭・指導教諭・主任教諭を含む。)



□ 副校長



(2) 小学校の英語専科指導教員の配置

■配置状況

- ・新学習指導要領による英語の授業を先行的に行う小学校のうち35校に配置

(3) スクール・サポート・スタッフの導入状況と効果

■導入状況

- ・学習プリントを印刷する等、教員の授業準備をサポートするスタッフを導入
- ・34区市町村 435校を補助対象に決定
- ・区市町村が任用、国と都が人件費を全額補助（国1/3、都2/3）

■効果

- ・勤務時間の縮減効果（都内配置校397校の実績・10月中任意の1週間を比較）

	29年度 / 週	30年度 / 週	週削減時間 / 週	削減時間 / 日
一人当たり在校時間	55.9時間	52.7時間	▲3.2時間	▲38分

スクール・サポート・スタッフの配置に係る教員の勤務状況調査(文科省)から

(4) 学校マネジメント強化モデル事業の実施状況と効果

■実施状況

- ・副校長を直接補佐する非常勤職員を配置
- ・区市町村が任用、都が人件費全額補助
- ・29年度12校、30年度からは120校でモデル実施

■効果

- ・副校長在校時間の縮減効果

29年度実施校（12校）	校種	実施前(H29.3)	1年後(H30.3)	削減時間 / 週
1週間当たり在校時間	小学校	77時間10分	65時間15分	▲11時間55分
	中学校	67時間00分	59時間00分	▲8時間00分

(5) 部活動指導員の導入状況と効果

■導入状況

- ・16区市112校、220名を補助対象に決定
- ・区市町村が任用、国と都が人件費を補助（国1/3、都1/3）

■効果

- ・部活動指導員の配置に伴う顧問の平均指導時間が2時間32分減
 ※中学校における顧問1人当たりの指導時間 / 週
- ・休日等における対外試合の引率回数の減少により、教員の負担が軽減
- ・専門的指導を受けたいという生徒や保護者のニーズに応え、技能が向上
- ・当該分野の経験のない顧問の精神的負担が軽減

3 区市町村における働き方改革の取組状況（平成30年12月時点、数値は区市町村数）

（1） 「学校における働き方改革」に関する取組方針・計画等の策定状況

策定済み	年度内に策定予定	31年度に策定予定	検討していない
15	32	9	6

※ 「検討していない」は全て島しょ地域の町村

（2） 在校時間の把握状況

把握している	把握していない	出勤状況のみ把握
35	7	20

※ 「把握している」と回答した35の地区のうち、ICTの活用やタイムカードなどにより出勤・下校時刻を客観的に把握している割合は40%（14地区）

※ 平成31年3月末までに都の事業を活用し、カードシステム等の整備が完了する区市町村は7地区

（3） 統合型校務支援システムの導入状況

導入済み	導入予定あり	検討中	未定
30	6	16	10

（4） 長期休業期間中における学校閉庁日等の実施状況

実施済み	検討中	未検討
40	18	4

Ⅲ 今後の展開

- これまでの成果等を踏まえ、今後都教育委員会は、都立学校における働き方改革の一層の推進と、公立小・中学校等教員の服務監督権者である区市町村教育委員会による取組の支援・促進に向け、新たな取組を実施するなど、改革を一層加速させていく。

1 平成31年度の主な取組（新規・拡充する取組を中心）

※ 働き方改革の取組一覧は、別紙を参照

(1) 都立学校における取組

- カードシステムにより把握した教員の在校時間データを基に、管理職が長時間労働となっている教員に対する指導・助言や産業医面接の勧奨を実施
- 長期休業期間中等において学校閉庁日を原則5日以上設定するとともに、各学校による定時退庁日等の取組を促進するなど、ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた運動を全校で展開
- 「都立学校スマートスクール構想」の実現に向けたICT整備計画を策定するとともに、端末の仮想化を契機としたテレワーク推進を検討
- 副校長の負担軽減を図るため、副校長の業務を補佐する人材を配置するモデル事業を高等学校及び特別支援学校等14校で実施【新規】
- 教員OB等を活用したワークシェアにより、負担の大きい校務を担う教員の授業時数の軽減を全校で実施【新規】
- 顧問の負担軽減と部活動の質の確保を図るため、部活動指導員の配置事業の規模を拡充
(高等学校〈都立中等・中学を含む〉：392人、特別支援学校：57人)

(2) 小・中学校における取組

- 在校時間の客観的な把握や業務改善の推進に向けた取組を進める区市町村に対し、在校時間を把握するためのシステムや統合型校務支援システムの導入、学校徴収金業務効率化に係る財政支援を実施
- 小学校における英語の専科指導教員について、現在の35人から70人に拡充
- スクール・サポート・スタッフ配置支援事業を、現在の400校（人）から1000校（人）に大幅拡充
- 副校長の負担軽減を図るため、副校長の業務を補佐する人材を配置するモデル事業を小・中学校120校で実施
- 教員OB等を活用したワークシェアにより、負担の大きい校務を担う教員の授業時数を軽減するモデル事業を小・中学校424校で実施【新規】
- 顧問の負担軽減と部活動の質の確保を図るため、部活動指導員の配置事業規模を拡充（中学校：515人）

(3) 都内公立学校共通の取組

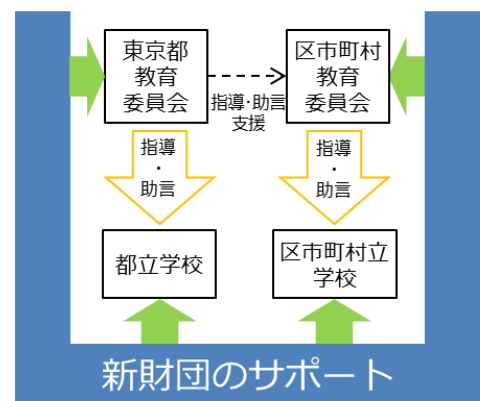
- 会計年度任用職員制度の導入を見据え、教員OB等を対象に多様な働き方をPRするなど、定年退職後も働く意欲を醸成するキャンペーンを展開【新規】
- 運動部・文化部活動の運営に関する実践的な内容を含む包括的な手引きとして「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）」を作成【新規】

(4) 学校を支援する新財団の設立【新規】

- 「教員の負担軽減」と「教育の質の向上」の両立を図るため、学校をきめ細かくサポートする全国初の多角的支援機関として、財団法人を設立
- 新財団においては、平成32年度以降順次、以下の三つの機能を柱として展開し、学校の実情を踏まえた継続的な支援を実施

- ① 学校が必要とする人材を開拓・紹介する「人材バンク」を設置し、学校を支える人員に必要な研修を行うなど多様な人材を確保する機能
- ② 国際交流に必要な高度な交渉等の代行や、教員の懸案事項を専門家に相談できる窓口の設置など教員をサポートする機能
- ③ 学校事務を効率化し、事務職員による教員の支援などを推進する事務センター機能

<新財団のサポート（イメージ）>



<今後のスケジュール>

機能	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
多様な人材の確保	設立 ・設立登記 ・業務実施準備等	本格実施		
教員サポート		一部実施 その他業務準備	本格実施	
学校の事務センター		一部実施 その他業務準備	本格実施	

2 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた今後の対応について

- 学校における働き方改革については、国においてもこの間精力的に議論が行われ、平成31年1月、中央教育審議会から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」が答申された。
- また、文部科学省からは、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（別添のとおり。以下「国のガイドライン」という。）が通知されたが、そこで示された勤務時間の上限の目安は以下のとおりである。

（上限の目安時間）

- ① 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。
- ② 1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

（特例的な扱い）※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合

- ① 1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えない、かつ、当該時間の1か月の合計が45時間を超える月は1年間に6月までとすること。
- ② 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満、かつ、2～6か月のそれぞれの期間について、当該時間の1か月当たりの平均が80時間を超えないようにすること。

- 国のガイドラインにおいては、その実効性を担保するため、服務監督権者である各教育委員会に対し、本ガイドラインを参考に所管内の公立学校の教員の勤務時間の上限に関する方針等（以下「方針等」という。）を策定するよう求めており、今後、都教育委員会においても、都立学校における方針等を策定することとする。
- なお、方針等の策定に当たっては、これまでの取組の成果等を踏まえつつ、今後出される国からの詳細な考え方等を参考に、国のガイドラインに適切に対応できるよう具体的な検討を速やかに進めていく。

【別紙】 学校における働き方改革 平成31年度の取組一覧

No.	取組の方向性	取組事項	対象校種	平成31年度の具体的取組
1	在校時間の適切な把握と意識改革の推進	カードシステムにより把握した教員の在校時間データから、月の定時外勤務時間が80時間を超える者のリストを抽出し、各校長宛てに提供	都立学校	○在校時間データを基に、管理職による校務分掌の見直しや教員自身が業務の進め方を見直すなど意識改革を推進
		提供するリストを基に、校長が必要に応じて長時間労働による健康障害防止のための面接指導申出の勧奨をする等、教員の健康管理に活用	都立学校	○管理職が長時間労働となっている教員に対する指導・助言や産業医との面接勧奨を実施 ○労働安全衛生法改正（平成31年4月施行）に伴う、「長時間労働による健康障害防止のための面接指導実施要綱」改正内容の周知徹底
		在校時間の把握をICカードシステム等のシステムにより行う区市町村に対する財政支援	小中学校	○新たに在校時間を把握するためのシステムを導入する区市町村に対して、導入経費の一部を補助（20自治体）
		タイムマネジメントやライフ・ワーク・バランスに関する研修の実施	都立学校 小中学校	○教育管理職等を対象とした職層研修等において、働き方改革に関する講義等を実施予定（年間10回程度）
		教員の自発的な意識改革を促す取組を実施する区市町村に対する財政支援	小中学校	○パイロット校において専門家等によるワークショップ型研修を定期的・継続的に実施し、その成果を他校に普及させる取組を実施する区市町村に対して、経費を補助（10自治体）
		長期休業中等における連続した学校閉庁日の設定	都立学校	○長期休業期間中等において学校閉庁日を原則5日以上設定するとともに、各学校による定時退庁日等の取組を促進するなど、ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた運動を全校で展開
		働き方改革に資する独自の取組を実施する区市町村に対する財政支援	小中学校	○働き方改革を推進する上で効果が期待できる地域の実情に応じた独自の取組を実施する区市町村に対して、経費の一部を補助（10事業）
2	教員業務の見直しと業務改善の推進	「都立学校スマートスクール構想」の実現に向けた検討	都立学校	○「都立学校スマートスクール構想」のサービス整備及び実証実験のための問題点や課題を抽出すると同時に、今後の都立学校スマートスクール構想実現に向けた要件及び具体策について計画を立案
		調査縮減に向けた取組	都立学校 小中学校	○平成30年度に策定する教育庁調査ルールに基づき、調査縮減に向けた取組を継続
		マイキャリアノートを活用した研修動画の配信	都立学校 小中学校	○研修動画を10本作成及び配信（10研修）
		統合型校務支援システムの導入支援	小中学校	○新たに統合型校務支援システムを導入する区市町村に対して、導入経費の一部を補助（7自治体） ○希望する区市町村に対してICTアドバイザーを派遣

No.	取組の方向性	取組事項	対象校種	平成31年度の具体的取組
2	教員業務の見直しと業務改善の推進	学校徴収金業務効率化支援	小中学校	<ul style="list-style-type: none"> ○新たに学校徴収金システムを導入する区市町村に対して、導入経費の一部を補助（6自治体） ○希望する区市町村に対して学校徴収金業務改善アドバイザーを派遣
		コミュニティスクール導入等促進事業	小中学校	<ul style="list-style-type: none"> ○域内全ての学校にコミュニティ・スクールの導入を目指している区市町村に対して、推進協議会の運営経費等を補助（5自治体） ○コミュニティ・スクールの導入促進、運営の充実に取り組む学校に対して、学校運営協議会の運営経費等を補助（149校）
3	学校を支える人員体制の確保	副校長の負担軽減に向けた取組 （学校マネジメント強化モデル事業）	都立学校 小中学校	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校においては平成30年度から120校規模で行っているモデル事業の効果を検証 ○都立学校においても、小・中学校における検証状況も参考にしながら、平成31年度から新たに14校でモデル事業を実施
		小学校の英語専科指導教員の配置	小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○先行的に新学習指導要領による英語の授業を行う小学校のうち、平成30年度は22学級以上の小学校35校に、英語の専科指導教員を配置し、平成31年度は70校に拡大 ○その他の先行実施校に対しては講師時数を措置
		教員の校務負担軽減のための新たな時数軽減	都立学校 小中学校	<ul style="list-style-type: none"> ○教員OB等を活用したワークシェアにより、全ての都立学校を対象に、負担の大きい校務を担う教員の授業時数を軽減して、効果的・効率的な学校運営体制を整備 ○小・中学校の校務負担の大きな教員の授業時数を軽減するモデル事業を実施（小学校265校、中学校159校）
		70歳まで働こうキャンペーン	都立学校 小中学校	<ul style="list-style-type: none"> ○教員や教員OB等に対して、70歳まで働く意欲を醸成するため、定年退職後の働き方等について、PR活動（パンフレットの配布、説明会の開催等）を実施
		スクール・サポート・スタッフの配置支援事業	小中学校	<ul style="list-style-type: none"> ○予算規模を平成30年度の400校から1,000校（人）分に拡充し、引き続きスタッフの配置を希望する区市町村を支援 ○教員の長時間労働の緩和と本来業務に集中できる環境づくりを推進
		都立特別支援学校の主幹教諭の配置基準の見直し	都立特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ○平成31年度も引き続き継続配置
		都費事務職員の標準的職務内容について再周知	小中学校	<ul style="list-style-type: none"> ○文部科学省において、学校における働き方改革に向けて、業務の役割分担・適正化に向けた取組や組織運営体制等に関する議論が進められており、その動向を踏まえ、学校事務職員の在り方を検討

No.	取組の方向性	取組事項	対象校種	平成31年度の具体的取組
4	部活動の負担を軽減	ガイドラインの策定	都立学校 中学校	○運動部・文化部活動の運営に関する実践的な内容を含む包括的な手引として「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）」を作成
		部活動指導員の配置	都立学校 中学校	○顧問の負担軽減と部活動の質の確保を図るため、部活動指導員の配置事業の規模を拡充（高等学校〈都立中等・中学を含む〉：392人、特別支援学校：57人、区市町村立中学校：515人）
5	ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備	学校経営計画にライフ・ワーク・バランス策を明記	都立学校	○都立学校の学校経営計画にライフ・ワーク・バランス推進策を引き続き明記し、設定例等を記載した通知により周知を徹底
		学校評価アンケートにおける、ライフ・ワーク・バランスの推進に関する評価項目の設定	都立学校	○各学校において、学校運営連絡協議会における学校評価アンケートの評価項目に、ライフ・ワーク・バランスの推進に関する評価項目を設定の上、学校評価を実施
		教育管理職の人事考課制度における取組（教職員の仕事の効率化等ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた取組について目標を設定）	都立学校 小中学校	○管理職による目標設定や教員に対する記入の促進が適正になされるよう周知徹底し、時間労働の改善に向けた意識改革や職場風土の醸成を推進
		育児休業者の昇任選考受験資格の緩和	都立学校 小中学校	○昇任選考の対象者への周知を徹底
		ベビーシッター費用の支援	都立学校 小中学校	【公立学校共済組合にて実施】 ○支援メニューの認知度向上に向けて、公立学校共済組合広報誌及びホームページでの周知や将来の利用者となる育児休業者に向けた周知を引き続き実施 ・病児保育ベビーシッター利用補助 ・家事代行付ベビーシッター利用補助
		事業所内保育施設の整備	都立学校 小中学校	○建築予定地の地盤調査等の実施や建物リース契約に向けた準備 ○運営事業者及び利用者の募集に係る要件の具体化を検討
		メンタルヘルス対策	都立学校 小中学校	○専門家による検討委員会を立ち上げ、教員向けに特化したストレスチェック調査票を作成 ○ストレスチェック集団分析結果を基に専門的な助言を行う職場環境改善アドバイザーを都立学校に派遣 ○広報誌等を活用した短期休職者向けリワーク機関の学校への周知を徹底 ○適切な労働安全衛生管理体制整備に向けて、区市町村教育委員会への働き掛けを引き続き実施

公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン

平成31年1月25日
文部科学省

1. 趣旨

社会の変化に伴い学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師の長時間勤務の看過できない実態が明らかになっている。特に所定の勤務時間外においては、いわゆる「超勤4項目」以外の業務について、教師が対応している時間が長時間化している実態が生じている。

現在、我が国の学校教育が挙げてきた大きな蓄積と高い効果を持続可能なものとし、新学習指導要領を円滑に実施していくため、「学校における働き方改革」が進められている。

教師の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善のための時間や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合っ自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教師の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる状況を作り出す。これが「学校における働き方改革」の目指すところであり、文部科学省では、業務の明確化・適正化、必要な環境整備等、教師の長時間勤務是正に向けた取組を着実に実施していくこととしている。

また、政府全体でも関連する取り組みが進められる中、平成30年7月に公布された働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下、「働き方改革推進法」という。）において、労働基準法第36条における時間外労働に関する協定（いわゆる「36協定」）を結ぶにあたり、法定の労働時間を超える時間外労働の規制が新たに規定されたところである。

今回、こうした政府全体の動向も踏まえつつ、現在進められている「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として、いわゆる「超勤4項目」以外の業務への対応も視野に入れ、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを制定するものである。

なお、本ガイドラインについては、中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（答申）において、本ガイドラインの実効性を高めるため、「文部科学省は、その根拠を法令上規定するなどの工夫を図り、学校現場で確実に遵守されるよう」取り組むべきであるとされていることを踏まえ、文部科学省として更に検討を続けていくものである。

2. 本ガイドラインの対象者

本ガイドラインは、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、「給特法」という。）第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員を対象とする。

なお、給特法の対象となっていない事務職員、学校栄養職員等については、法定労働時間を超えて勤務させる場合には、いわゆる「36協定」を締結する中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用されるものである。

3. 勤務時間の上限の目安時間

（1）本ガイドラインにおいて対象となる「勤務時間」の考え方

教師は、社会の変化に伴い子供たちがますます多様化する中で、語彙、知識、概念がそれぞれに異なる一人一人の子供たちの発達の段階に応じて、指導の内容を理解させ、考えさせ、表現させるために、言語や指導方法をその場面ごとに選択しながら、学習意欲を高める授業や適切なコミュニケーションをとって教育活動に当たることが期待されている。このような教師の専門職としての専門性や職務の特徴を十分に考慮しつつ、「超勤4項目」以外の業務が長時間化している実態も踏まえ、こうした業務を行う時間も含めて「勤務時間」を適切に把握するために、今回のガイドラインにおいては、在校時間等、外形的に把握することができる時間を対象とする。

具体的には、教師等が校内に在校している在校時間を対象とすることを基本とする。なお、所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとする。

これに加えて、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算する。また、各地方公共団体で定める方法によるテレワーク等によるものについても合算する。

ただし、これらの時間からは、休憩時間を除くものとする。

これらを総称して「在校等時間」とし、本ガイドラインにおいて対象となる「勤務時間」とする。

（2）上限の目安時間

- ① 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。
- ② 1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

(3) 特例的な扱い

- ① 上記(2)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにすること。この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。
- ② また、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月(2か月, 3か月, 4か月, 5か月, 6か月)のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例等で定められた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。

4. 実効性の担保

(1) 本ガイドラインの実効性を担保するために、服務監督権者である教育委員会は以下の取組を進めること。

- ①教育委員会は、本ガイドラインを参考にしながら、それぞれにおいて、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等(以下「方針等」という。)を策定すること。
- ②教育委員会は、方針等の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、勤務時間の長時間化を防ぐための業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等の取組を実施すること。特に、方針等で定める上限の目安時間を超えた場合には、教育委員会は、所管内の公立学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うこと。
- ③教育委員会は、人事委員会と方針等について認識を共有し、専門的な助言等を受けるなど連携を強化すること。人事委員会を置かない地方公共団体については、当該団体の長と方針等について認識を共有し、当該団体の長の求めに応じて必要な報告を行うなど連携して取り組むこと。

(2) 文部科学省及び教育委員会は、保護者も含めて社会全体が本ガイドラインや方針等の内容を理解できるよう、教育関係者はもちろん、保護者や地域住民等に対して広く周知を図るものとする。

(3) 文部科学省は、「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査」をはじめとした既存の調査等を活用しつつ、適宜、各教育委員会の取組の状況を把握し、公表するものとする。

5. 留意事項

- (1) 関係者は、本ガイドラインが、上限の目安時間まで教師等が在校等したうえで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として策定されるものであり、他の長時間勤務の削減方策と併せて取り組まれるべきものであることを十分に認識すること。決して、学校や教師等に上限の目安時間の遵守を求めるのみであってはならないこと。
- (2) 本ガイドラインの実施に当たっては、働き方改革推進法による改正後の労働安全衛生法体系において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による勤務時間の把握が事業者の義務として明確化されたことを踏まえ、在校時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても、本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により計測すること。
- (3) 本ガイドラインの実施に当たっては、教育委員会は、休憩時間や休日の確保等労働法制を遵守すること。また、教師等の健康及び福祉を確保するため、在校等時間が一定時間を超えた教師等への医師による面接指導や健康診断を実施すること、退庁から登庁までに一定時間を確保すること、年次有給休暇等の休日についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること、心身の健康問題についての相談窓口を設置すること、必要に応じ産業医等による助言・指導を受け、また教師等に産業医等による保健指導を受けさせること等に留意しなければならないこと。
- (4) 上限の目安時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させたりすることがあってはならないこと。さらに、上限の目安時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、本ガイドラインのそもそもの趣旨に反するものであり、厳に避けること。
- (5) 冒頭で述べた通り、本ガイドラインについては、中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（答申）において、本ガイドラインの実効性を高めるため、「文部科学省は、その根拠を法令上規定するなどの工夫を図り、学校現場で確実に遵守されるよう」取り組むべきであるとされていることを踏まえ、文部科学省として更に検討を続けていくこととしており、各教育委員会においては、この点にも留意して取組を進められたい。